

# 安嘉門院御所とその周辺

## 〈第一部〉

岡 本 恭 子

### (一) 安嘉門院について

安嘉門院邦子に対して「此御方無可為殿上所」とか、「此宮仕極以難堪」といった定家の独り言が『明月記』から洩れきこえる。

眞実、残闕日記の断片的な記事から、安嘉門院の姿を間隙にのぞむことは容易でない。関り合いを持った阿仏尼さえ、女院に対しても何一つ語つてはいないのである。また女院自身の作歌の跡も見られないことから、吾人の目から尚一層遠い存在となってしまつている。

そんな中で『明月記』が比較的に女院の動向を伝えていると思われるるのであるが、それは定家の娘、民部卿典侍（為家の姉）が安嘉門院邦子に仕えたことによると思われる。典侍が仕えていた頃（承久乱後～安貞三年まで出仕（安嘉門院（<sup>（</sup>））の女院は、その御所とするところ定まらず、転々としておられた様子が伺える。またその頃の記

事には、定家の女房がたえず出仕していた様子である。女房が深更に及んで戻ったとか、ある時には「此出仕始終更雖不可詣事」、「此宮仕極以難堪」といった記述がある。偶然であろうか、典侍が女院の元より退った頃、それは別項でみる四辻殿を一応の御所とされた頃と同じうするが、この頃より定家の女房云々の記述がない。

さて、女院のお身内を一瞥すると、父守貞親王（後高倉院）には三人の男子と五人もしくは六人の女子があつた。そのうち同腹（北白川院陳子）として記されている六人を年令順に置きかえてみると、

尊性法親王（建久四△二亾▽延応元△三弔▽）

（二品・天台）

利子内親王（建久七△二亾▽建長△△三弔▽）

（齋宮・後皇后、式乾門院と号す）

能子内親王（正治元△二九▽寛元△△三弔▽）

（白川姫宮・押小路宮と号す）

道深法親王（元久一△三〇五▽建長元△三九九▽）

(二品・御室)

邦子内親王（承元一△三〇八▽弘安六△三八三▽）

(皇后・准母安嘉門院と号す)

茂仁親王（建暦一△三三▽文暦元△三三四▽）

(後堀河天皇)

となる。他に疋子・本子・有子内親王は同復でないらしい。うち安嘉門院の閲歴を見ると、

承元二年△三〇八▽誕生。

承久三年△三三▽立后。(弟、後堀河天皇の准母となる。十三歳)

貞応三年△三三四▽院宣。(安嘉門院と号す。十六歳)

文暦二年(嘉領と改)△三五▽出家。(法名・正如覺と号す。二十七歳)

弘安六年△三五▽五月十四日崩御。(七十五歳)

これらを『女院小伝』、『本朝皇胤紹録』などによつて知ることができる。式乾門院利子が斎宮となつたのが、安嘉門院立后より五年も経た嘉禄二年(二十八才)となつてゐる。その理由は分らぬが妹の安嘉門院が早くに立后・准母という御位を受けていたのである。

承久三年といえ、権力奪還を断念し、悲嘆のうちに後鳥羽上皇

などが都を去られた年である。そして各先皇の後を繼承すべく幕府からの要請を受け、治天の君となつたのが守貞親王(後高倉院)であつた。『鎌倉時代』は次のようなことを記している。<sup>(注1)</sup>

安徳天皇と共に西海に赴き、壇の浦の戦い後に帰京された親王が践祚されるべきであつたが、すでに後白河法皇のもとでは、後鳥羽天皇に決定されていたといふのである。その為に世の視聽から遠ざかつて、不遇な春秋を送られていたといふ。持明院の宮と称した親

王は、ついに建暦二年△三三▽の春に出家された。そして九年後の承久三年八月十六日、治天の君としての脚光を浴びようとは想像の及ぶところではなかつたと思う。こうして幕府の意向を受けられた裏には、妃陳子(持明院基家の娘)のたつての願いを聞き入れられたことであつたと、また幕府への遜色をもつて行政に務められていたと『五代帝王物語』は述べている。幕府に没収された後鳥羽上皇の院領が、守貞親王に戻され、やがて安嘉門院へと伝領されていった。女院亡き後、室町院(父後堀河天皇<sup>(注2)</sup>母持明院家行娘)、龜山上皇に譲られてゐることが『公衡公記』、『勘仲記』に見えてゐるが、その全容は必ずしも審かではない。

守貞親王の治政は、貞応二年△三三▽、親王の死をもつて終る。僅か二年間であつた。いつの時でも同じであるが、守貞親王の突然の死は、それぞれに闘争をもつ人間の不幸でもある。安嘉門院もその一人であることは言うまでもないが、筆者は、その中に阿仏尼一族も加えて考へてゐる。(この事に触れる機会をもちたいと考えてゐる)

## (二) 安嘉門院御所

安嘉門院が、女院々宣を受けられた貞応三年△三三四▽の翌年、嘉禄元年△三五▽一月二十九日の條(『明月記』)が、女院の住居に関する動向を伝える最初のものである。当時十七歳であつた女院が七十五歳で亡くなるまでの五十八年間、「安嘉門院御所」と呼ばれるものに(1)四辻殿、(2)持明院殿、(3)北白川殿がある。それらを順次考

察したいと思うが、必ずしも明確に一線をもつて画する」とくにはいかない。重なり合うことしばしばあって、筆者を大いに悩ませた一因でもあった。

### (1) 四辻殿

四辻殿とは、一条万里小路にあり、後鳥羽上皇の妃修明門院の御所をいう。後鳥羽上皇在位二十三年間中、十八度もの院御所造営移徙があつたが、この四辻殿は含まれていない。しかし、上皇が四辻殿に移られたほんの僅かな時間があつた。それは承久乱後のことである。上皇は高陽院から四辻殿に移され、再び鳥羽殿へ渡り出家、隱岐へと出発されている。

その四辻殿が「安嘉門院御所」となるまでの経緯を知る史料は乏しい。僅かに残された記述を元に、その経緯の跡を辿ることにする。

嘉禄元年△三五▽一月廿五日（明月記）

女院女房帰参、今日渡御修明門院 暫可御彼御所云々（圈点  
は筆者が付す。以下同じである）

この条は、先にも触れた女院住居の動向を伝える最初のものである。ここにいう「女院」を安嘉門院であると理解したのは、次の条によつたからである。

同年二月十二日

安嘉門院今夜還御本御所 日來御于四辻殿（修明門院御所也）  
女房退出云々

また傍点を施した「本御所」こそ、「安嘉門院御所」であろうと考えたいところであるが、女院と最も縁りの深い「持明院殿」および「北白川殿」は、この時すでに無かつたのである（この事に関しては、それぞれの項で触れる）。だからこそ、大方を修明門院四辻殿に渡らねばならぬ。他の邸へ移徙されたりして、いたと考えられるのである。

この「本御所」という語を、定家はどういう意味に使つてゐるのか不明である。なぜならば、本来いう「本御所」とは一箇所であるべきはずなのに、この女院に関しては三箇所挙げができるからである。それらを一瞥すると、(1)九条殿、(2)一条殿、(3)冷泉殿などがそれである。他に、例えば七条殿へとあつても、目的の明かなものは省いてある。

(1)は、九条兼実→良経→道家と嗣がれた邸である。

(2)は、(1)と同じ所有者であつて、一条室町にあるところから、一条室町殿とも一条東殿ともいう。一条西殿もあつたようだが、三度も焼亡し、また不吉なことが重なつた為に使用されることがなかつたと、その間の事情を詳しく『明月記』（天福元年一月十日の条）に記されている。

(3)は、いさか問題がある。というのは、定家が「冷泉殿」「冷泉亭」と記している場合、別々のものとして書き分けているのか、あるいは「殿」を「第」という呼び方をするように、この両者も同じものなのか明確さを欠いているのである。冷泉殿といわれるものに、「冷泉富小路殿（第）」と、「冷泉万里小路殿」がある。前者は西園寺公經の子実氏の邸であり、また後堀河院御所として使用され

(注3) ていたという。後者は四条隆親の邸である。いまこれらを詳しく言及することを避け、とにかく以上三箇所を「本御所」として使用されていたということで留め置く。

よつて「嘉禄元年の條」に示す「本御所」とは九条殿を指すといふことが、後述の條で理解されるが、いま述べたように、一条殿、冷泉殿へも還御されているので、「本御所」については深く立ち入ることを避けたいと思うのである。

四辻殿が、いつ頃から女院の御所と呼ばれるようになつたのか。

寛喜二年△三〇▽一月廿六日 (明月記)

中務大輔為繼来談近日安嘉門院御所御四辻殿之間、常祇候輩  
寓直、知宗 高頼 高氏 来月朔之比修明門院令渡岡前給此御所可令立給之間有夢給云々

この条によると、四辻殿における女院への当直の順位を云々としているのであるから、この時期にはすでに、修明門院と同居ではあるが住んでいたと考えられる。修明門院が四辻殿を去るという希望を持たれていたという記述が他にもあるので、それらを併せて考えてみたいと思う。

入夜女子参修明門院 近日可渡御一品中山近辺之間可参由一日  
被仰云々以彼中山可為御所、不知其由云々

(エ) 同年八月十九日

修明門院可令渡住中山給之由、依申行雖有其事云々<sup>11)</sup>  
の如くあつて、先ず(イ)の條によると修理のための移徙であることが分る。定家はその事情を知らなかつたために「不知其故」と言つたと思う。

それでは女院が、修明門院と同居ながらも四辻殿へ移徙されたのはいつ頃か、という疑問点に戻るとき、筆者は「寛喜元年」と考へるのである。(イ)と(エ)の間に実二年という時間をもつが、そのうち『明月記』においては「安貞二年△三〇▽」を全く欠いていることから、この年次を實際上省かねばならないので、残る一年間を(安貞元年△三七▽)検討してみると、

一月一日～十四日まで四辻殿へ渡御

三月十一日 八幡宮へ行幸

三月十四日～十八日まで北白川殿(御墓所)

○月○日～四月十八日まで北白川殿(〃)

十二月廿九日 入夜女房参安嘉門院。「此宮仕極難堪云々」

(フ) 嘉禄二年△三〇▽九月廿七日 (明月記)  
修明門院令去万里小路殿給、不知其故云々  
(イ) 同年十一月三日 (書陵部藏・經光卿記)

今日修明門院岡崎殿移徒也、元萱御所也此間修理今日渡御云々<sup>12)</sup>  
(安貞三年改)  
(エ) 寛喜元年△三〇▽六月十七日 (明月記)

と僅かな記述しか見当らない。十二月廿九日の條の御所の位置を確めるることはできないが、この年次においては、四辻殿への移徙はなかつたと見ていい。翌一年の記事を欠き、また他によつて補うこともできないので、事實上安貞二年を検討する余地はない。  
こうした曖昧さを残しながらも、「寛喜元年△三〇▽」を四辻殿

へ移徙の最初の年次としたのも、右に見た(ア)・(イ)の條を考慮に入れたからである。四辻殿の修理は別として、修明門院自身が、この御所を出る必然性はどこにも見られないものである。やはり安嘉門院への配慮によるものと解したい。実際には同居の型をとられていたことは、「寛喜二年△三〇〇▽の條」で見た通りである。このまゝにしてはおけない不都合の生じることは当然であつて、急遽「安嘉門院御所地」を求めさせるという事態が起きたのである。そのことは次の條に依つて理解される。

寛喜元年△三〇〇▽十月十七日 (明月記)

安嘉門院御所地(冷泉油小路)三戸主被召、可給其替之由去夏内覽奏聞事切了、早可宛給由被仰、而信盛于今抑留、不重仰下云々

この冷泉油小路辺りでの造営が実現していなことは、次の計画のあることを見ても分る。

寛喜二年△三〇〇▽七月廿三日 (明月記)

持明院殿西可被立御所、西渡殿一間細川庄可造、兼敷設御簾白砂宛之、未聞事歟、不可申是非、申承由、十月事始云々

この「持明院殿西可被立御所」なるものが、安嘉門院のものであるということは、「嘉禎三年△三〇〇▽新御所移徒」の記述によるからである。造営に当り、西渡殿一間と附設の簾、白砂を割当てられ

たと定家が述べていることから見て、かなり具体的に計画されていることが理解される。

次に、四辻殿を御所とされていたのはいつ頃までか、ということを考えねばならない。

嘉禎元年△三〇〇▽一月三日 (二十一巻本・玉葉)

公家御方違本所事有沙汰五辻女御代社申破損北白川有法華堂四辻安嘉門院頗有凶号院御所也此第并今出川□□貴官厅修理不可叶切以高嗣見□五辻殿無殊破損云々

明瞭さを欠く記事であるが、傍点を付した「四辻安嘉門院」は「院御所也」と言つてゐる点に注意したい。「頗有凶」の意味が理解しにくいところだが、「此第并今出川」の「修理不可叶切」といつてゐるので、その意味を指すのか。問題は年次である。この條に従えば、「寛喜二年△三〇〇▽一月廿六日の條」(P.70参照)から五年経過していることになる。つまり、この時にはまだ四辻殿での生活があつたという考え方も成り立つわけである。しかし、『玉葉』の示す嘉禎元年△三〇〇▽の前年、文暦元年△三〇〇▽には、北白川の地に「安嘉門院御所」なる所在が認められるのである(次項で触れる)。となれば『玉葉』の示す年まで、四辻殿御所としての生活があつたという証左にはならないのである。

また次の記述をどのように解釈するか。

仁治元年△三〇〇▽十二月一日 (平戸記)

伝聞一夜不聞其日群盜推參修明門院依此怖畏先日令去岡崎給渡御  
四辻堂御所近日御坐之間也女房皆悉遇其殃結句奉剝仙院□乱代至  
極歟

傍点を付した部分を見れば、修明門院が四辻殿へ戻られたのは最近のことだという。それ迄はやはり「安嘉門院四辻殿」であったのだろうか。そう解釈すれば、四辻殿は女院の御所としての名称を長く留めていたことになる。事実上の生活のなかたことはいま述べた通りであり、また仁治元年といえば、女院が北白川御所より新造された持明院西殿へ超遷されて三年目に当る年でもある。

このようにして、年次の上で疑問が残るのは残された記録が僅少なるがゆえに、疑問とするところが多いのも知れぬ。という自己弁護をもつて、筆者は次のような結論を出す。

女院の四辻殿での生活の期間を、寛喜元年から同三年までと考えていい。なぜ寛喜三年とするのかといふ論拠は、他の「安嘉門院御所」との関り合いをもつて示さねばならないので、重複を避けたいので、ここでは結論を述べるに留めておきたい。

## (2) 持明院殿

持明院とは、もと藤原基家の私邸であった。また院司として使用された最初が守貞親王（後高倉院）である。まもなく貞応元年△三△に炎上したため、院司を西園寺公経第（今出川殿）に移したといふことである。<sup>(注4)</sup>よって、守貞親王崩御を載せる『吾妻鏡』が、持明院で亡くなつたとしているのは誤りであろう。

とあって、炎上後二年目にして造営計画のあることが分る。その後、右の各月に該当する記事はないが、  
嘉禄元年△三△一月十三日（明月記）  
持明院御所造営 二月事始 六月上棟 八月移徙。

持明院之造作後了、元三依御所闕如、俄安嘉門院可渡御右幕  
翌嘉禄二年の八月五日に移徙される予定のあることが次の条である。  
最初の計画通り「八月移徙」はならなかつたのである。結局は、下亭、土用以後此沙汰出来之間、不加修理云々

嘉禄二年△三△七月廿一日  
両女院持明院殿修造之後御渡來月五日。  
同年七月廿九日  
持明院殿御渡無儲日造作之体、今日見之、更難出來云々。

定家は、造作の出来ばえから八月五日の移徙を危んでいるのであるが、予定通り八月五日超遷となつた。炎上して三年目である。定家が「更難出来」と洩らしているように、その工事に無理があつたのだろうか、八月五日の條の、  
造作之体疎荒、凡卑如一日、棧敷假屋破壊、定無其程歟。

と、定家の率直な感想に興味をもつ。

その後、定家が「俄而行持明院、惣門辺伺見、無車馬之員數、殿上人少々参入」とか、「參持明院殿、無人不便由、被申博陸云々」といった感想を洩らしているように、持明院殿に対して、万端行き届いていたとはいえないようである。

さて「嘉禄二年八月五日の條」によると、

北白川院持明院殿御渡云々遷<sub>依女院御幸持明院事被超</sub>頗失家之面目歟。

とあって、「両女院持明院殿修造之後御渡云々」（嘉禄二、七、廿一の条）のように、この日の移徙は両女院でなく、北白川院だけのようである。ただ『経光卿記』によると、持明院殿において「乱舞」を催されたとき、「於東封南庇安嘉門院御方有」（嘉禄二、十一、十六の条）と記している。がこれは、女院が持明院殿「東封南庇」で「乱舞」を観覽させていたということで、ここを住居とされているとは解しがたい。なぜならば『明月記』の「寛喜元年△三元▽十月十七日の條」に示された「安嘉門院御所地（冷泉小路）云々」と女院の御所造営計画があること、また寛喜元年には四辻殿へ渡られてること（この二点はすでに触れた）などからみて、八月五日の持明院殿移徙は、北白川院だけであったと解する。

次に安嘉門院の御所としての持明院殿を考えるとき、次の二つの時期があつたと考えられる。

- (1) 北白川院が北白川殿へ移徙された後の「持明院殿」をいう。
- (2) 持明院殿の西隣に造営された「持明院西殿」をいう。

それでは(1)へ至るまでのこと、そして更に(2)へ至るまでの経緯を考えてみたい。

(ア)「嘉禄二年△三元▽八月五日」の持明院殿移徙は北白川院だけであったこと。

(イ)「寛喜二年△三元▽一月廿六日」よれば女院は四辻殿におられたこと。

(ウ)「安嘉門院御所」造営計画が一度ある事。

① 冷泉油小路辺り（寛喜元年十月十七日の條）

② 持明院殿西隣り（寛喜二年七月廿三日の條）

(エ)「寛喜二年△三元▽七月」頃には北白川殿（故院御所）が造営されており（詳細は次項で）

先ず動かし難い事項を挙げてみた。それで(1)と(エ)を関連をもつて考えねばならない。(エ)の年、北白川院は持明院殿より北白川殿へ移られたと考えられ、その後に女院が持明院殿へ入られたと考えられる。その根拠となるものは、

天福元年△三元▽一月五日（明月記）

斎宮已令入持明院殿給之由雜人等称之甚早速云々安嘉門院御堂御所云々

とあって、姉利子内親王が入内のため持明院殿に入られたが、それは「安嘉門院御堂御所」であるという。更に次の條を見ると、

……雜談之後各參御所、月前安嘉門院……病後初參之由、即被參簾中仍退出云々

同年九月十二日

同年十月十日

未時許参安嘉門院之間、持明院殿仍參入……自昨日例御胸令發病、謁女房驚申、近年此御事常令發御、今年已二度云々

「九月十二日の條」の御所の位置は、「十月十日の條」から考えて同じ持明院殿と思う。

次に、(2)に至るまでの女院は、どこを御所としていたかという事になる。それは(1)の持明院殿から、北白川安嘉門院御所へ、そして(2)の御所への超遷ということになるのである。この北白川御所のことは、次項で触ることになるのだが、簡単に触ると「文暦元年△三三▽七月廿九日の條」(明月記)に従つたのである。即ち定家の邸より「東方有火」って、その場所を尋ねさせると「安嘉門院御所」もしくは「其北安嘉門院淨土寺」近辺であつたと記している。

またここにいう「安嘉門院御所」が北白川の地にあるという根拠は、後日、持明院西殿へ移る際の道順によるものと、いま一つには翌嘉禎元年△三三▽六月八日、定家が「リング一籠」を「安嘉門院北白川殿」へ進めたという記述によるものである。以上を整理してみると、

(1)寛喜元年△三三▽同三年△三三▽頃までを四辻殿。

(2)寛喜二年または貞永元年△三三▽頃に持明院殿へ移徒。

(3)文暦元年△三三▽頃、安嘉門院北白川殿へ移徒。そして次を加えるならば

(4)嘉禎三年△三三▽十二月、新造持明院西殿へと超遷される。

女院御所造営に関して、具体的に計画が立てられたのは、なんと

嘉禎三年△三三▽十二月廿六日 (俊經記)

天晴風静今夜安嘉門院新御所御移徙也、……北白川殿惣門西行、河原南行、一条□富小路北行、至持明院大路……今度大略被用建久八條院御移徙例云々。

と、多くの奉行を従えた行列のさまは、ゆらめく松明と牛車の軋く音と共に、夜の都大路に鮮かな絵巻物が繰り広げられたようであったと想像する。「此御方無殿上云云」といわれた安嘉門院も、ついに安住の居を見出されたのか、この日より十四年間を過される。その後女院に関する記事が吾人の目に触れるのは、建長三年△三三▽以後の北白川御所での生活についてである。

(3) 北白川殿

高野川が鴨川に注ぎ込む辺り、丁度その鴨川を挟むようにして東に吉田泉殿(公経第)、西に定家邸があつた。公経第より更に東へ行くと白川が流れる。「安嘉門院北白川殿」は、白川の手前に位置していたようである。<sup>(注5)</sup>

この御所を位置づける根拠となつたのは、現在の淨土寺馬場町辺

言つても右の(4)の御所だけであつた。定家が示した最初の着工予定日は「十月事始」(寛喜二年七月廿三日の條)であつたが、完成は七年後の嘉禎三年である。工事の進展は歩々しくなかつたのか、その間の事情を伝えるものはない。また『明月記』も、嘉禎元年△三三▽十二月の條をもつて散佚しているのである。

りに、『明月記』（文暦元年七月廿九日の条）の火事の記述を置き、更

に「持明院西殿」移徙の路次に合わせたものであり、また「安嘉門院淨土寺」は、現在の慈照寺（銀閣寺）辺りに位置していらしい。<sup>注6</sup>

定家が、北白川故院（後高倉院）御所跡を訪ねたときの模様を次のように伝えている。

嘉禄元年八三五▽十月廿二日（明月記）

参北白川故院御所 少々見廻地形之勝 繼猶以君他當渭陽之  
榮、還為荒廢之地、風流足惜、見右武衛近日新造之居云々

守貞親王歿後二年目ということになる。この日の記述には「近日新造云々」となっているが、実際には実現されなかつたようだ。それは次の条によつて理解される。

（寛喜元年と改元）  
安貞三年八三五▽三月二日（明月記）

已時許竊入觀光院、往年花樹之跡、一株古木残、堂宇傾毀、  
悲痛無極……次又見北白川殿 是又大破 事與心相違

同年五月十四日

北白河殿相國被修造之間光俊卿奉行

定家が相國（公経）に具申したのであらうか、「北白川故院御所」

は、守貞親王亡き年より六年の歳月を経た後、着工されるようになつた。その完成の日は定かでないが、次の條から推して、一年後には完成していたと思われる。

寛喜二年八三〇▽七月廿六日（明月記）

（道家恩慈源をいう）  
若君御出家來月七日受戒八日北白川造營以後御渡廿日、彼是

經營之由等也……可供奉行幸明後日歟（明後日の行幸延引となる）同年八月廿一日

今夜北白河殿造營之後御渡御幸云々

といったように、定家が示した北白川殿は「故院御所」であり、北白川院が持明院殿へ超遷されて後、四年目にして再びこの地に建つたのである。

さて、「安嘉門院北白川殿」が、突然にして文暦元年八三四▽七月廿九日の記録に現わられるのである。右の條で見たように、「荒廢」とか「大破」しているといった具体的な語もない。また造営もしくは修復といった記述もない。しかし、この事に關しては、現存する『明月記』そのものに完全性を求められないでの無理からぬことと思う。

文暦元年八三四▽七月廿九日（明月記）

東方有火程久可然河東遠而不知其程不見、下人等畏亂世間而不  
行南、今朝尋申興心房、使不帰以前辰一乾有火、驚見不遠、進軍  
於安嘉門院御所帰来云、御所東隣云々地藏堂々一宇燒了、火熾  
云々興心房北一町余馬場と云辺下人小屋一村燒云々村中有堂云  
々其北安嘉門院淨土寺云々

これは何度か触れた條である。右に挙げた「故院御所」（寛喜二、七、廿六の条）と関連をもつて、女院の北白川御所造営年次を考えた

いと思う。

『女院北白川御所もまた、「故院御所」と同じ年に建てられたのであろうか。それとも、文暦元年に建てられたものなのだろうか、という疑問をもつ。もし「故院御所」と同年ならば、女院は四辻殿から持明院殿（北白川院のあとに移られたことはすでに触れた）へ移徙される必然性はない。ここで次の條について考えてみたい。』

寛喜三年△三三△十月十二日（吾妻鏡）

今日安嘉門院御所并神仙苑修理更有其沙汰云々

ここでは女院御所の具体的な位置を示していない。先項（四辻殿）で、「女院が四辻殿に在住されたのは寛喜二年ごろと考る」という事を述べた理由と共に、この条について考えをすすめたいと思う。

先ず『吾妻鏡』にいう「安嘉門院御所」の修理は、「四辻殿」も

しくは「北白川殿」のいずれかであると考えねばならない。仮りに「四辻殿」修理の為に、すでに見たように持明院殿へ移られたとする。となればその後の記事に「四辻殿」が触れられていなければならぬ。「北白川殿」の記述の最初文暦元年であることはすでに述べたが、女院は持明院殿から「四辻殿」へ移られたのではなく、「北白川殿」へ移られているのである。よつて「安嘉門院御所」の修理は「北白川殿」であったと考る。また、「安嘉門院北白川殿」が早くから存在していたならば、女院は「四辻殿」へ移ることもなく、度々訪れられている北白川殿のことを、定家はわざわざ「墓所也」と記すこともなかつたと解するのである。

『吾妻鏡』にいう寛喜三年△三三△の修理の沙汰が、直に着工されたか否かは分らないが、文暦元年△三三△にはじめて見る「安嘉門院北白川殿」の記述まで三年経っている。その間の女院の住居のことは、すでに「持明院殿」の項で触れた通りである。

女院が、再びこの北白川の地を離れられるのは、持明院西殿が新造されたからである。この事はすでに示したので、女院不在の北白川御所について触れておこう。ここは姉式乾門院の御所となつたのである。

嘉禎四年△三三△十月十八日（經俊卿記）  
(嘉禎四年と改む)

安嘉門院可有御幸中野殿……今夜皇后宮即自彼御所司行啓德  
大寺大納言亭云々……抑中野殿者安嘉門院御所也、皇后宮令借  
請御歟云々

右の條は、同年十月四日に崩御された母北白川院陳子の仏事を伝えるものである。ここに示す「中野殿」という名称について調査したが、手懸となるものすら見付けることができなかつた。昨年まで住んでおられた「安嘉門院北白川殿」であることは確実である。一夜女院御幸の為に、式乾門院は徳大寺亭へ移るというのである。更に、式乾門院御所となつてていると思われるものに、

寛元三年△三五△九月廿四日（平戸記）

今朝辰刻許白河尼姫宮後高倉院御女御閑眼……於北白河御所式乾門院

御所也云々

とあって、式乾門院の妹と同居であつたらしい。そして六年後、建長三年△三五▽一月二日、式乾門院は、この御所で亡くなつたのである。

安嘉門院の動向を伝えるものは、北白川院葬送の日と、その後の仏事に関する記述があるだけで、以後のことはどの残闕日記よりも執ることはできなかつた。再び、僅かながらもその後を伝えるのは、次の條に示す年次まで待たねばならぬ。

建長六年△三五▽七月廿三日（経俊記）

今日安嘉門院御幸北野并嵯峨也……辰刻参北白川殿。

正嘉元年△三五▽三月廿六日（経俊記）

去年強盜等雖□□入安嘉門院御辺并法勝寺公文所祇園社辺隱

遁都鄙在所難知

文永四年△三五▽一月十日（続史愚抄）

（後嵯峨）  
院幸北白川殿安嘉門院御所

建治元年△三五▽一月廿七日（仁部卿記）

長講堂御懲法結願依六條殿燒亡……於安嘉門院御所北白川殿

懲法結願云々

同年一月十二日（一代要記）

（龜山）  
新院為方達幸北白川殿安嘉門院御所

以上断片的ながらも、建長以後の女院御所の位置を求める手懸となる。安嘉門院が、再び北白川の地に戻られたのは、式乾門院崩御の建長三年△三五▽であったと想定する。両親、兄、姉、そして弟

に当る後堀河天皇、その子四條天皇と、菩提を弔うために住む場所といえば、女院にとってはこの北白川の地以外にはずである。そして弘安六年△三五▽九月四日、七十五年の生涯を、この北白川殿で終えられたのである。

最後に触れておかねばならないことがある。『京都叢書』に

。安嘉門院北白川殿付安養寿院

。安嘉門院又安養寿院といひて山の峯なる御堂にはつねにたてこ

もらせ給ひて御觀法などると云々

とあるが、この「安養寿院」について傍証すべき史料をもたない。しかし次の条を見て考へるに、

弘安元年△三五▽十月三日（兼仲公記）

北白川院御忌安養寿院在北白川御八講始、室町院御沙汰云々

同年十月三日（勘仲記）

晴着楚々東帶參北白川殿、依安養寿院御八講奉行也、為室町院御沙汰云々

とあるところから、先ず考えられることは「安養寿院」と呼ばれるものがあつたこと、それが北白川の地に所在するものであることが分る。次に、それが「安嘉門院御所」に属するものなのか、「白川院御所」のものであるのかを考えると、文暦元年の女院御所近辺の火災を伝える中に、「安嘉門院淨土寺」以外には触れていないことや、右の条によると「北白川院御忌」とあるから、北白川院御所のものではなかろうかと思う。御所そのものの別称なのが、あるいは別のものなのかを確かめることはできない。「山の峯なる御堂」

に従うならば、御所とは全く別の所にあつたとしなければならない。その御堂で、女院の仏道三昧の生活があつたというならば、それは建長三年△三五△以後弘安六年△三八△までの、北白川御所での生活の中にはあつたと考えるべきであろう。

△第一部△においては、専ら安嘉門院御所の位置を求めるにした。そのまま複雑に絡み合つた糸のようであり、それを解して平面的に並べ替え、一本の糸に繋ぎ合せる作業を十分に行わないうちに、与えられた紙面を費してしまつたようである。

△第二部△においては、安嘉門院の周辺を考察する。その中に阿仮尼一族のいることは言うまでもない。また年表は、△第一部△に附すことにする。

(注5)『京都歴史』(2)別添地図による。

(注6)『京都歴史』(2)別添地図解説P.30

※『明月記』については、すべて「国書刊行会」の発行三巻本による。

(注A)(71)P.「不聞其日」とあるように、この事件の起きたのが仁治元

年十二月一日でないことは確かであるが、この条を考えるに、この事件は古いものでないと思われる。

(注1)龍蘭著『鎌倉時代』下巻

(注2)『公衡公記』(史料纂集)(弘安六・九・四の条)に「今曉寅剋安嘉門院崩御云々御遺跡事至町院御汰沃云々」また「龜山上皇と安嘉門院とは親子の儀あり」と『公衡公記』(弘安、六、九、四の条)に記されている。

『勘件記』(弘安七・八・廿八の条)「上皇自今日北白川殿為御所……御伝領之後始有臨幸云々」

(注3)『明日記』「史料纂集」(天福元年の殘闕)

(注4)『鎌倉時代』(注1)(下)・御所炎上は同著年表による。